

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
（ア）組織体制の整備 （イ）他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入 （ウ）人的応援に係る担当部局との調整 （エ）災害ボランティアの受入れ （オ）人的支援等の提供の調整 （カ）全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ （キ）人的・物的資源の管理及び活用 第４節 災害情報の収集・伝達・広報 本市をはじめ防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、気象情報等による予測、被害状況の把握その他の災害情報など予防、応急対策の実施のための情報収集や伝達を迅速に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。 さらに、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、その重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行うとともに、これらの情報を一元的に取りまとめて分析を行ったうえで、地図化等も図りながら災害対策本部等に的確に報告し活動方針を決定するとともに、その方針を関係先に迅速に伝達できるように、情報収集体制と伝達系統を確立しておかなければならない。 また、災害時には、被災者の生命安全を守り、不安をやわらげ、かつ流言や風評を防ぎ、社会秩序を維持するための情報を適切に発信することが不可欠である。一方で、受け取り側で、平時の情報入手の手段が途絶している可能性が高いこと、災害に関する情報は、時間の経過とともにニーズが変化していくことを踏まえ、様々な方法で時期に即した内容を広報できるよう、あらかじめ実施主体、方法を定めておかなければならない。 ４－１ 情報収集体制と伝達系統の確立 （１）実施体制 市内における災害に係る情報の収集と伝達については、市の各部及び各区本部はもちろんのこと、各防災関係機関が積極的に行うべきものであり、各所属及び各区並びに各防災関係機関は、あらかじめそれぞれの所掌事務に関する情報収集の分担を定めておく。 （２）情報収集体制の確立 ア 危機管理室は、災害発生時に各部及び各区本部並びに関係機関の有する情報が市本部で収集できるように図っておく。 イ 各区においては、地域並びに災害危険の高い地区及び地理的、情動的に孤立しやすい地区について、事前無線機や同報無線を配備して、迅速かつ的確な情報が収集できるように図っておく。 （３）情報伝達系統の確立 ア 本市並びに各関係機関は、収集した情報が、時期を逸せず有効、適切に利用できるよう災害対策本部、各部、防災関係機関及び国・都道府県の各間において迅速、的確に伝達されるよう伝達系統を定めておく。 イ 情報の収集・伝達手段としては次のようなものが考えられるが、一の手段に支障が出ても対応できるように、バックアップ体制をとるとともに多ルート化を図っておく。 （ア）危機管理総合情報システム （イ）電話、ファクシミリ （ウ）防災行政無線、消防無線等の運用 （エ）テレビ、ラジオ等による広報 （オ）ヘリコプター、高所カメラ等からの画像情報の収集 （カ）バイクや自転車等を用いた伝令 （キ）衛星携帯電話 （ク）特設公衆電話 （ケ）車載公衆電話基地局	（ア）組織体制の整備 （イ）他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入 （ウ）人的応援に係る担当部局との調整 （エ）災害ボランティアの受入れ （オ）人的支援等の提供の調整 （カ）全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ （キ）人的・物的資源の管理及び活用 第４節 災害情報の収集・伝達・広報 本市をはじめ防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、気象情報等による予測、被害状況の把握その他の災害情報など予防、応急対策の実施のための情報収集や伝達を迅速に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。 さらに、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、その重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行うとともに、これらの情報を一元的に取りまとめて分析を行ったうえで、地図化等も図りながら災害対策本部等に的確に報告し活動方針を決定するとともに、その方針を関係先に迅速に伝達できるように、情報収集体制と伝達系統を確立しておかなければならない。 また、災害時には、被災者の生命安全を守り、不安をやわらげ、かつ流言や風評を防ぎ、社会秩序を維持するための情報を適切に発信することが不可欠である。一方で、受け取り側で、平時の情報入手の手段が途絶している可能性が高いこと、災害に関する情報は、時間の経過とともにニーズが変化していくことを踏まえ、様々な方法で時期に即した内容を広報できるよう、あらかじめ実施主体、方法を定めておかなければならない。 ４－１ 情報収集体制と伝達系統の確立 （１）実施体制 市内における災害に係る情報の収集と伝達については、市の各部及び各区本部はもちろんのこと、各防災関係機関が積極的に行うべきものであり、各所属及び各区並びに各防災関係機関は、あらかじめそれぞれの所掌事務に関する情報収集の分担を定めておく。 （２）情報収集体制の確立 ア 危機管理室は、災害発生時に各部及び各区本部並びに関係機関の有する情報が市本部で収集できるように図っておく。 イ 各区においては、地域並びに災害危険の高い地区及び地理的、情動的に孤立しやすい地区について、事前無線機や同報無線を配備して、迅速かつ的確な情報が収集できるように図っておく。 （３）情報伝達系統の確立 ア 本市並びに各関係機関は、収集した情報が、時期を逸せず有効、適切に利用できるよう災害対策本部、各部、防災関係機関及び国・都道府県の各間において迅速、的確に伝達されるよう伝達系統を定めておく。 イ 情報の収集・伝達手段としては次のようなものが考えられるが、一の手段に支障が出ても対応できるように、バックアップ体制をとるとともに多ルート化を図っておく。 （ア）危機管理総合情報システム （イ）電話、ファクシミリ （ウ）防災行政無線、消防無線等の運用 （エ）テレビ、ラジオ等による広報 （オ）ヘリコプター、高所カメラ等からの画像情報の収集 （カ）バイクや自転車等を用いた伝令 （キ）衛星携帯電話 （ク）特設公衆電話 （ケ）車載公衆電話基地局

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
（コ）FM放送局との連携 （サ）Lアラート（災害情報共有システム） ウ 災害対策本部の機能を代替・補完する役割を有する阿倍野防災拠点においては、災害初動の重要な意思決定を行うにあたり必要となる災害情報や、的確な応急対応を実施するために必要な被害情報等を把握するため、必要に応じて緊急通報システム※や防災行政無線を運用できるように図っておく。 ※「緊急通報システム」 危機管理総合情報システムのうち携帯電話等へのメール配信機能分のことをいう。	（コ）FM放送局との連携 （サ）Lアラート（災害情報共有システム） ウ 災害対策本部の機能を代替・補完する役割を有する阿倍野防災拠点においては、災害初動の重要な意思決定を行うにあたり必要となる災害情報や、的確な応急対応を実施するために必要な被害情報等を把握するため、必要に応じて防災情報システムや防災行政無線を運用できるように図っておく。
報告の系統 大阪市災害対策本部 大阪市防災会議 報道機関 政策企画部 計画調整部（集計・総括） 区本部 建設部 教育部 経済戦略部 福祉部 健康部 環境部 水道部 都市交通部 大阪港湾部 都市整備部 こども青少年部 危機管理部 その他部 人及び住居被害等 土木施設被害等（道路・橋梁・河川・地下街・下水道・公園・街路樹等） 文教関係被害等（学校・社会教育施設等） 農水産業関係被害等（農水畜産物・農地排水路・ため池等） 商工業関係被害等（工場・倉庫・商店街等） 社会福祉施設被害等 衛生関係被害等（医療施設・し尿ごみ処理施設） 上水道・工業用水道施設被害等 大阪市高速電気軌道（株）・大阪シティバス（株）被害等 港湾施設被害等（けい留施設・臨港交通施設・海岸保全施設等） 市営住宅・市設建築物工事現場被害等 青少年活動施設・児童福祉施設及び市立幼稚園被害等 市営住宅・市設建築物工事現場被害等 電気・ガス・通信施設被害等 その他の被害（各局所管施設等） （調査事項） 大阪市出先機関・関係防災機関	報告の系統 大阪市災害対策本部 大阪市防災会議 報道機関 政策企画部 計画調整部（集計・総括） 区本部 建設部 教育部 経済戦略部 福祉部 健康部 環境部 水道部 都市交通部 大阪港湾部 都市整備部 こども青少年部 危機管理部 その他部 人及び住居被害等 土木施設被害等（道路・橋梁・河川・地下街・下水道・公園・街路樹等） 文教関係被害等（学校・社会教育施設等） 農水産業関係被害等（農水畜産物・農地排水路・ため池等） 商工業関係被害等（工場・倉庫・商店街等） 社会福祉施設被害等 衛生関係被害等（医療施設・し尿ごみ処理施設） 上水道・工業用水道施設被害等 大阪市高速電気軌道（株）・大阪シティバス（株）被害等 港湾施設被害等（けい留施設・臨港交通施設・海岸保全施設等） 市営住宅・市設建築物工事現場被害等 青少年活動施設・児童福祉施設及び市立幼稚園被害等 電気・ガス・通信施設被害等 その他の被害（各局所管施設等） （調査事項） 本市出先機関・関係防災機関

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
図 報告の系統について 4－2 気象警報等の伝達系統の整備 気象警報等が防災関係機関に迅速、的確に伝達されるよう伝達系統を定めておく。 ※具体伝達系統は資料編参照 気象警報等の種類は「応急・復旧・復興対策計画 2－2（１） 気象警報等について」に記載 4－3 広報活動体制の整備 災害発生時の広報活動の実施にあたっては、市本部のもと、各部・区本部が連携し、その時点で活用できる広報手段により、迅速に行えるよう体制を整備しておく必要がある。 なお、市民等に対し、自らの判断で行動がとれるように適宜、的確に周知できるようにするとともに、様々な人に伝わるように努める（外国人に対する情報提供については第５章第１６節「外国人に対する対策」を参照）。 （１）災害情報の集約 政策企画室は、災害発生時に市本部から提供される災害情報（災害事象に関する映像、写真を含む）を、定期的に閲覧できるようにするための措置を図っておく。 （２）緊急広報の実施 危機管理室は、災害発生時に市民等の生命 safety に係わる緊急情報（地震、津波警報・気象警報・特別警報発表時の避難情報等）の広報を実施するための措置を図っておく。 なお、緊急広報は、避難情報の前に「警戒レベル」を付して行う。 （３）一般広報の実施 政策企画室は、災害発生時に危機管理部が実施する緊急広報以外の一般情報（被害に関する情報、安否に関する情報、生活に関する情報、行政の支援に関する情報等）の広報を実施するための措置を図っておく。 第５節 総合的な防災情報システムの整備 市本部と各部・区本部等とをネットワーク化し、初期初動体制に必要な災害情報の迅速かつ正確な収集、処理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、危機管理室は総合防災情報システムを整備し、多様な情報の伝達を可能とするよう充実に努める。 あわせて、各局室は担任する防災業務の円滑な実施を支援する局独自の情報システムの整備・充実に今後も進める。 危機管理室はこれらシステム間で情報の共有化など一層の連携を図ることにより、市全体として総合的な防災情報システムを整備する。 さらに、大阪府等の防災関係機関の防災情報収集についても、充実に図っていく。 5－1 危機管理総合情報システムの開発 本市の防災に係るシステムとしては、有線通信網が途絶した場合においても情報連絡体制を確保するために構築した防災行政無線と、災害発生時等に関連情報を一元的に管理し、刻々と変化する被害状況や応急対策活動の進捗状況等を把握するための防災情報システムがある。 一方で、情報をめぐる社会環境が変化し、インターネットや携帯電話などによる津波に関する情報、緊急地震速報等による自然災害に関する危機管理情報の提供は、市民等への行政サービスとして不可欠なものとなっている。 さらに、周辺自治体や国の機関、電気やガスなどのライフライン事業者、マスメディアなどとの共通の情報基盤機能を有するシステムに参画し、危機事態発生時における情報伝達機能の強化を図ることも重要である。	図 報告の系統について 4－2 気象警報等の伝達系統の整備 気象警報等が防災関係機関に迅速、的確に伝達されるよう伝達系統を定めておく。 ※具体伝達系統は資料編参照 気象警報等の種類は「応急・復旧・復興対策計画 2－2（１） 気象警報等について」に記載 4－3 広報活動体制の整備 災害発生時の広報活動の実施にあたっては、市本部のもと、各部・区本部が連携し、その時点で活用できる広報手段により、迅速に行えるよう体制を整備しておく必要がある。 なお、市民等に対し、自らの判断で行動がとれるように適宜、的確に周知できるようにするとともに、様々な人に伝わるように努める（外国人に対する情報提供については第５章第１６節「外国人に対する対策」を参照）。 （１）災害情報の集約 政策企画室は、災害発生時に市本部から提供される災害情報（災害事象に関する映像、写真を含む）を、定期的に閲覧できるようにするための措置を図っておく。 （２）緊急広報の実施 危機管理室は、災害発生時に市民等の生命 safety に係わる緊急情報（地震、津波警報・気象警報・特別警報発表時の避難情報等）の広報を実施するための措置を図っておく。 なお、緊急広報は、避難情報の前に「警戒レベル」を付して行う。 （３）一般広報の実施 政策企画室は、災害発生時に危機管理部が実施する緊急広報以外の一般情報（被害に関する情報、安否に関する情報、生活に関する情報、行政の支援に関する情報等）の広報を実施するための措置を図っておく。 第５節 総合的な防災情報システムの整備 市本部と各部・区本部等とをネットワーク化し、初期初動体制に必要な災害情報の迅速かつ正確な収集、処理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、危機管理室は総合防災情報システムを整備し、多様な情報の伝達を可能とするよう充実に努める。 あわせて、各局室は担任する防災業務の円滑な実施を支援する局独自の情報システムの整備・充実に今後も進める。 危機管理室はこれらシステム間で情報の共有化など一層の連携を図ることにより、市全体として総合的な防災情報システムを整備する。 さらに、大阪府等の防災関係機関の防災情報収集についても、充実に図っていく。 5－1 危機管理総合情報システムの開発 本市の防災に係るシステムとしては、有線通信網が途絶した場合においても情報連絡体制を確保するために構築した防災行政無線と、災害発生時等に関連情報を一元的に管理し、刻々と変化する被害状況や応急対策活動の進捗状況等を把握するための防災情報システムがある。 一方で、情報をめぐる社会環境が変化し、インターネットや携帯電話などによる津波に関する情報、緊急地震速報等による自然災害に関する危機管理情報の提供は、市民等への行政サービスとして不可欠なものとなっている。 さらに、周辺自治体や国の機関、電気やガスなどのライフライン事業者、マスメディアなどとの共通の情報基盤機能を有するシステムに参画し、危機事態発生時における情報伝達機能の強化を図ることも重要である。 これらのことから、危機管理室は現行の防災行政無線と防災情報システムの更新にあわせ、これらの

■令和４年　大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編　第１部　予防対策計画　）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
これらのことから、危機管理室は現行の防災行政無線と防災情報システムの更新にあわせ、これらの機能を融合・発展させた危機管理総合情報システムの構築・導入に向け取り組みを進める。 ５－２　各局の防災に係る情報システムの整備・充実とシステム間の連携 各局は、消防、上水道、下水道、道路、河川など各局が担任する防災業務の円滑な実施を支援する各種情報システムについては、引き続き、整備・充実を図っていく。 また、各情報システムにおいて収集した火災延焼情報、道路・河川情報、降雨情報、水道施設被害情報などが災害対策本部等において有効に活用できるよう、これらの情報システムと危機管理総合情報システムとの連携・整備を引き続き図っていく。 さらに、危機管理室では大阪府等の防災関係機関の情報システムとの連携を図っていく。 ５－３　システム運用体制等の整備 危機管理室は、危機管理総合情報システムを震災時に有効に機能させるため、各局室、各区と協力して、システム運用体制の整備や操作訓練等を行う。 （１）情報処理ルールのマニュアル化 情報の収集・入力 of 体制、意思決定手順、市民等・報道機関等への情報提供のタイミング・方法・範囲等のガイドラインの明確化及びマニュアルの作成を行う。 （２）システムの操作訓練の実施 災害時における総合防災情報システムの運用に支障が生じないよう、平常時においても防災関連施設や備蓄物資の管理等の業務において利用するとともに、定期的に職員に対しシステムの操作訓練を実施する。 第６節　通信の整備 災害が発生した場合、迅速な災害応急対策を実施するために、被害の状況など多種多様な情報を収集・伝達することが必要であり、市の関係部署はもとより、各防災関係機関と緊密に連絡を取り合い、連携することが求められ、そのための通信施設等の整備は不可欠である。 また、災害時には、地震情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策活動に必要な指揮指令の伝達など、各種の通信量が飛躍的に増大する。 通信の混乱を防ぎ、情報を迅速・的確に処理できるよう、有線通信施設及び無線通信施設の整備・拡充を図る。 ６－１　有線通信 危機管理室は大幅な通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図るとともに、加入電話回線について電話の契約者は、重要回線を災害時の優先電話として指定する必要がある。 （１）災害時優先電話の指定 震災時の最も重要な活動である市民等の安全確保及び救護救援活動を迅速・的確に実施するために、医療機関その他防災関係機関など重要な関係機関との情報連絡手段として、各庁舎管理者はあらかじめＮＴＴの災害時優先電話の指定を行う。 （２）有線通信網の整備 災害対策本部と各部間の情報伝達を支援する危機管理総合情報システム等の通信基盤として、危機管理室は震災時に通信の輻輳の影響を受けない専用回線の利用や、主要通信経路の２ルート化など安全性に十分配慮した通信回線網の整備を行っている。今後は、より迅速かつ多量の情報をやりとりするため、回線網の充実・強化を図る。 （３）市立学校ネットワークの活用 危機管理室は教育委員会事務局と連携して、的確な災害応急対策活動を実施する上で避難所や活動拠点となる施設の相互の情報連絡体制を強化するため、「教育情報ネットワーク」を災害時に行政間の連絡に利用するなど非常時の通信網の一つとして活用していく方策を検討する。	機能を融合・発展させた危機管理総合情報システムの構築・導入に向け取り組みを進める。 ５－２　各局の防災に係る情報システムの整備・充実とシステム間の連携 各局は、消防、上水道、下水道、道路、河川など各局が担任する防災業務の円滑な実施を支援する各種情報システムについては、引き続き、整備・充実を図っていく。 また、各情報システムにおいて収集した火災延焼情報、道路・河川情報、降雨情報、水道施設被害情報などが災害対策本部等において有効に活用できるよう、これらの情報システムと危機管理総合情報システムとの連携・整備を引き続き図っていく。 さらに、危機管理室では大阪府等の防災関係機関の情報システムとの連携を図っていく。 ５－３　システム運用体制等の整備 危機管理室は、危機管理総合情報システムを震災時に有効に機能させるため、各局室、各区と協力して、システム運用体制の整備や操作訓練等を行う。 （１）情報処理ルール of マニュアル化 情報の収集・入力 of 体制、意思決定手順、市民等・報道機関等への情報提供のタイミング・方法・範囲等のガイドラインの明確化及びマニュアルの作成を行う。 （２）システムの操作訓練の実施 災害時における総合防災情報システムの運用に支障が生じないよう、平常時においても防災関連施設や備蓄物資の管理等の業務において利用するとともに、定期的に職員に対しシステムの操作訓練を実施する。 第６節　通信の整備 災害が発生した場合、迅速な災害応急対策を実施するために、被害の状況など多種多様な情報を収集・伝達することが必要であり、市の関係部署はもとより、各防災関係機関と緊密に連絡を取り合い、連携することが求められ、そのための通信施設等の整備は不可欠である。 また、災害時には、地震情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策活動に必要な指揮指令の伝達など、各種の通信量が飛躍的に増大する。 通信の混乱を防ぎ、情報を迅速・的確に処理できるよう、有線通信施設及び無線通信施設の整備・拡充を図る。 ６－１　有線通信 危機管理室は大幅な通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図るとともに、加入電話回線について電話の契約者は、重要回線を災害時の優先電話として指定する必要がある。 （１）災害時優先電話の指定 震災時の最も重要な活動である市民等の安全確保及び救護救援活動を迅速・的確に実施するために、医療機関その他防災関係機関など重要な関係機関との情報連絡手段として、各庁舎管理者はあらかじめＮＴＴの災害時優先電話の指定を行う。 （２）有線通信網の整備 災害対策本部と各部間の情報伝達を支援する危機管理総合情報システム等の通信基盤として、危機管理室は震災時に通信の輻輳の影響を受けない専用回線の利用や、主要通信経路の２ルート化など安全性に十分配慮した通信回線網の整備を行っている。今後は、より迅速かつ多量の情報をやりとりするため、回線網の充実・強化を図る。 （３）市立学校ネットワークの活用 危機管理室は教育委員会事務局と連携して、的確な災害応急対策活動を実施する上で避難所や活動拠点となる施設の相互の情報連絡体制を強化するため、「教育情報ネットワーク」を災害時に行政間の連絡に利用するなど非常時の通信網の一つとして活用していく方策を検討する。

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
6－2 無線通信 災害時における地域の情報収集・連絡体制の充実を推進するため、危機管理室は無線設備の整備を図っていく。 整備にあたっては、市の統制局（危機管理室）を中心として、情報の種類に応じた無線回線網の系統及び手段（無線電話、無線ファクシミリ等）で構成する。これらについて、今後も充実を図ると共に、防災行政無線のデジタル化再整備計画を推進する。 さらに、デジタルMCA無線機、緊急速報メール、災害情報共有システム（Lアラート）、ラジオ放送、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、衛星電話など様々なシステムを利用した情報伝達の整備に努める。 （1）無線電話、無線ファクシミリの活用 現在、危機管理室で配備している無線電話等について、無線回線網の系統、配備先、配備台数が適切となるよう配備を見直し、整備を図っていく。 （2）同報系無線の活用 災害時における有線電話の輻輳や不正確な情報による流言飛語等の拡散防止のため、市街地及び避難場所等、不特定多数の人が集中する地域に対し、同報系無線を使用し、的確な地震関連情報、生活関連情報を伝達できるように図る。 また、国から「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」※を通じて配信される津波警報、緊急地震速報等の緊急情報について、瞬時に市民等へ伝達するために同報系無線を自動起動させるように図る。 ※「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」 弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星等を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム （3）地域の防災無線の拡充 迅速・的確な災害応急対策を行うため、危機管理室は防災無線設備を整備し、ライフライン関係機関などの災害現場における災害応急対策活動の実状把握を正確かつ速やかに行うとともに、放送局、ケーブルテレビ各社への緊急広報の要請を確実に行えるよう図っていく。 （4）音声及び画像の伝達手段の検討 災害応急対策を効率的に実施するため、災害現場の情報収集、及び災害応急対策活動の状況を把握していく必要がある。 危機管理室は災害現場の情報を音声及び画像によって、災害対策本部等に送信できる仕組みの整備を検討する。 （5）無線従事者の養成 各所属は災害時に誰でもが使えるよう、日常から無線を使用し、無線操作の習熟を図るとともに、各無線局で無線の使用が可能となるよう無線従事者の養成を図っていく。 6－3 通信設備の停電・災害対策・維持管理 災害が発生しても情報が途絶しない通信インフラ、情報ネットワークが必要である。また、途絶してもその状態が極力短く、途絶しにくい通信手段が不可欠である。各所属は機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の対策を進める。 （1）伝送路・回線のバックアップ対策 無線系及び有線系幹線の相互接続、ループ化、多ルート化、及び衛星通信を利用したバックアップ対策を図っていく。 （2）停電対策 停電時に備え、予備電源として通信設備に適した自家発電装置、蓄電池等の非常電源を付置するとともに、受電系統の2ルート化等の対策を図っていく。 （3）震災対策	6－2 無線通信 災害時における地域の情報収集・連絡体制の充実を推進するため、危機管理室は無線設備の整備を図っていく。 整備にあたっては、市の統制局（危機管理室）を中心として、情報の種類に応じた無線回線網の系統及び手段（無線電話、無線ファクシミリ等）で構成する。これらについて、今後も充実を図ると共に、防災行政無線のデジタル化再整備計画を推進する。 さらに、デジタルMCA無線機、緊急速報メール、災害情報共有システム（Lアラート）、ラジオ放送、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、衛星電話など様々なシステムを利用した情報伝達の整備に努める。 （1）無線電話、無線ファクシミリの活用 現在、危機管理室で配備している無線電話等について、無線回線網の系統、配備先、配備台数が適切となるよう配備を見直し、整備を図っていく。 （2）同報系無線の活用 災害時における有線電話の輻輳や不正確な情報による流言飛語等の拡散防止のため、市街地及び避難場所等、不特定多数の人が集中する地域に対し、同報系無線を使用し、的確な地震関連情報、生活関連情報を伝達できるように図る。 また、国から「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」※を通じて配信される津波警報、緊急地震速報等の緊急情報について、瞬時に市民等へ伝達するために同報系無線を自動起動させるように図る。 ※「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」 弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星等を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム （3）地域の防災無線の拡充 迅速・的確な災害応急対策を行うため、危機管理室は防災無線設備を整備し、ライフライン関係機関などの災害現場における災害応急対策活動の実状把握を正確かつ速やかに行うとともに、放送局、ケーブルテレビ各社への緊急広報の要請を確実に行えるよう図っていく。 （4）音声及び画像の伝達手段の検討 災害応急対策を効率的に実施するため、災害現場の情報収集、及び災害応急対策活動の状況を把握していく必要がある。 危機管理室は災害現場の情報を音声及び画像によって、災害対策本部等に送信できる仕組みの整備を検討する。 （5）無線従事者の養成 各所属は災害時に誰でもが使えるよう、日常から無線を使用し、無線操作の習熟を図るとともに、各無線局で無線の使用が可能となるよう無線従事者の養成を図っていく。 6－3 通信設備の停電・災害対策・維持管理 災害が発生しても情報が途絶しない通信インフラ、情報ネットワークが必要である。また、途絶してもその状態が極力短く、途絶しにくい通信手段が不可欠である。各所属は機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の対策を進める。 （1）伝送路・回線のバックアップ対策 無線系及び有線系幹線の相互接続、ループ化、多ルート化、及び衛星通信を利用したバックアップ対策を図っていく。 （2）停電対策 停電時に備え、予備電源として通信設備に適した自家発電装置、蓄電池等の非常電源を付置するとともに、受電系統の2ルート化等の対策を図っていく。 （3）震災対策

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）

旧（令和４年４月）	新（修正素案）															
震災時に最も被害が少ないと思われる取付位置を選定し、転倒が予想される機器の固定や津波等による浸水のない階層への設置やかさ上げ等、各電気通信設備の震災対策を図っていく。 （４）点検整備 災害時に、有効に機能させるため、通信設備機器に適した間隔（毎月１回、半年に１回等）で配線、機器、電源等の動作状況、通話試験及び機能の良否を点検する。定期点検に際して不良箇所を発見した場合は、即時修理を行い整備する。また、作動状況、老化状況等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備していく。 さらに、蓄電池等の非常電源の補充を行うとともに、予備の乾電池や予備部品（ヒューズ等）の備蓄、点検を行う。 ６－４ 市災害対策本部の組織内部の重要な職員間における連絡体制の整備 危機管理室は、デジタル統括室と連携し、SNSを活用するなど、災害時の情報伝達・情報共有が、自宅・出張先等からも可能となるようシステム整備に努める。 ６－５ 防災対策関係職員への連絡体制の整備 災害時には、防災所管課及び主要な意思決定を行う市職員と緊急に連絡をとる必要がある。各所属は防災所管課及びあらかじめ必要と認める（主要な意思決定を行う）市職員に対する24時間緊急情報連絡、動員体制の確保においては、通信・情報処理技術の進展に対応した機器の利用の見直しを図る。	震災時に最も被害が少ないと思われる取付位置を選定し、転倒が予想される機器の固定や津波等による浸水のない階層への設置やかさ上げ等、各電気通信設備の震災対策を図っていく。 （４）点検整備 災害時に、有効に機能させるため、通信設備機器に適した間隔（毎月１回、半年に１回等）で配線、機器、電源等の動作状況、通話試験及び機能の良否を点検する。定期点検に際して不良箇所を発見した場合は、即時修理を行い整備する。また、作動状況、老化状況等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備していく。 さらに、蓄電池等の非常電源の補充を行うとともに、予備の乾電池や予備部品（ヒューズ等）の備蓄、点検を行う。 ６－４ 市災害対策本部の組織内部の重要な職員間における連絡体制の整備 危機管理室は、デジタル統括室と連携し、災害時の情報伝達・情報共有が、自宅・出張先等からも可能となるようシステム整備に努める。 ６－５ 防災対策関係職員への連絡体制の整備 災害時には、防災所管課及び主要な意思決定を行う市職員と緊急に連絡をとる必要がある。各所属は防災所管課及びあらかじめ必要と認める（主要な意思決定を行う）市職員に対する24時間緊急情報連絡、動員体制の確保においては、通信・情報処理技術の進展に対応した機器の利用の見直しを図る。															
第７節 防災活動拠点等施設の防災機能の強化 災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するためには、災害発生後ただちに被害情報を把握し、それをもとに指揮命令を発することができる体制を確保するとともに、災害応急対策活動の最前線拠点となる施設が十分に機能することが必要である。 そのため、防災上必要な機能を持った種々の防災活動拠点を整備し、さらにそれら相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、ネットワーク化を図っておく。 災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、各防災活動拠点とその基本的役割、及び各々の施設を以下のように位置付けている。 <table><tr><th>拠点分類</th><th>基本的役割</th><th>主な施設等</th></tr><tr><td>中枢防災活動拠点</td><td>全市を対象とした中枢機能（情報の収集、整理、指揮命令等の実施）</td><td>市庁舎及び阿倍野防災拠点、消防局及びその代替施設、他各分庁舎</td></tr><tr><td>市域防災活動拠点</td><td>市民等への情報、物資、水、医療等の提供に関する基幹機能</td><td>浄・配水場、備蓄倉庫、輸送基地、広域避難場所</td></tr><tr><td>地域防災活動拠点</td><td>市域防災活動拠点と連携し、コミュニティ防災活動のサポート機能</td><td>区役所、消防署、区保健福祉センター</td></tr><tr><td>コミュニティ防災活動拠点</td><td>市民等への情報、物資、水、医療等のきめ細かな提供に関する機能</td><td>災害時避難所、一時避難場所（小学校、中学校、公園等）</td></tr></table> さらに、緊急輸送基地として陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地を指定し、それらと防災活動拠点とのネットワークを考慮した緊急交通路を指定している。 災害応急対策活動をより円滑に実施するためには、各防災活動拠点について、施設や設備の耐震化を図るとともに、防災機能の整備、拡充を図っていくことが必要であり、特に、中枢防災活動拠点は、災害対策本部室等の司令塔機能の整備に努める。なお、市本部や区本部などの本市職員の活動拠点となる施設においては、その機能を最大限発揮しなければならないことから避難施設としての位置付けは行わないが、各施設の管理者は、市民等の安全確保の観点から一時的な緊急措置が必要となることも想定し、その対応準備に努める。 市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点については、大阪府が整備する広域防災拠点及び広報支援活動拠点、さらに国が整備した堺泉北港堺２区基幹の広域防災拠点と連携し、地域に身近な基礎自治体レベルの市域防災活動拠点となるよう整備に努める。 また、災害応急対策活動に機動性を確保するため、指定基準に基づき公園、河川敷等から災害時に活用できる災害時用ヘリポートを指定しており、その空間の保全等に努める。		拠点分類	基本的役割	主な施設等	中枢防災活動拠点	全市を対象とした中枢機能（情報の収集、整理、指揮命令等の実施）	市庁舎及び阿倍野防災拠点、消防局及びその代替施設、他各分庁舎	市域防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療等の提供に関する基幹機能	浄・配水場、備蓄倉庫、輸送基地、広域避難場所	地域防災活動拠点	市域防災活動拠点と連携し、コミュニティ防災活動のサポート機能	区役所、消防署、区保健福祉センター	コミュニティ防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療等のきめ細かな提供に関する機能	災害時避難所、一時避難場所（小学校、中学校、公園等）
拠点分類	基本的役割	主な施設等														
中枢防災活動拠点	全市を対象とした中枢機能（情報の収集、整理、指揮命令等の実施）	市庁舎及び阿倍野防災拠点、消防局及びその代替施設、他各分庁舎														
市域防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療等の提供に関する基幹機能	浄・配水場、備蓄倉庫、輸送基地、広域避難場所														
地域防災活動拠点	市域防災活動拠点と連携し、コミュニティ防災活動のサポート機能	区役所、消防署、区保健福祉センター														
コミュニティ防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療等のきめ細かな提供に関する機能	災害時避難所、一時避難場所（小学校、中学校、公園等）														

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
7－１ 防災活動拠点の整備 災害直後からより迅速、的確な災害応急対策活動を実施するために、防災活動拠点が必要な機能を保持できるよう、特にライフラインの途絶といった事態に対処可能とすべく自立可能な施設整備を推進する。 また、耐震性の向上等により防災機能の充実を図るとともに、拠点施設周辺街区の不燃化・耐震化等を進め、防災上安全な街区の形成に努めていく。 （１）施設の防災機能の充実 各施設管理者（津波避難ビル及び水害時避難ビルの施設管理者を除く。）は、ライフライン途絶に備えてのバックアップの充実・強化を図る。具体的には、多様な通信手段や非常用電源（バッテリー、発電機、燃料等）の確保・浸水対策、雑用水や防火用水の確保を図り、その際には協定の活用も図る。また、災害応急対策活動に従事する職員等のための飲料水・食料や生活物資等の備蓄などに努めていく。 （２）施設の耐震性の向上 防災活動拠点施設については、各施設管理者が、特定天井脱落対策等、防災機能の強化に努める。 また、新設建替にあたっては、施設の用途や防災上の重要性に応じた耐震性能の確保を推進する。 （３）防災上安全な街区の形成 区役所、消防署等を中心に、地域防災活動拠点が比較的集中立地し、相互の連携が強化しうるエリアについて、各施設管理者は、建築物の不燃化やライフラインの耐震化等を進め、災害時における最低限の都市機能が維持できる防災上安全な街区の形成に努めていく。 7－２ 緊急交通路・緊急輸送基地の整備 災害時に災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、事前に緊急交通路及び輸送基地を指定し、その整備を推進するとともに、それらを構成する土木施設等の耐震性等を強化し、防災性の向上を図る。 （１）耐震性の強化 道路管理者（港湾管理者）は、「公共土木施設の耐震化及び応急対策」に基づき橋梁等の耐震化を推進するとともに、港湾管理者は、大阪港港湾計画に基づき、緊急物資輸送に資する耐震強化岸壁の整備や国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備を推進する。 また、港湾管理者は緊急輸送等災害時に必要な航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について検討を行う。 （２）輸送体制の整備 基本法第50条第１項に基づく災害応急対策を所管する部署の長は、災害時に災害対策基本法第76条第１項に基づく緊急通行車両として次の用途に使用する計画のある車両（大阪市が保有する車両及び契約により常時専用使用する車両並びに災害時に関係機関・団体等から調達する車両）については、大阪府公安委員会に対し事前届出※を行う。 ア 警報の発令及び伝達、避難情報発令に関する車両 イ 消防（道路交通法に定める緊急自動車を除く）、水防、その他の応急措置に関する車両 ウ 被災者の救難、救助、その他の保護に関する車両 エ 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両 オ 施設及び設備の応急復旧に関する車両 カ 清掃、防疫、その他保健衛生に関する車両 キ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する車両 ク 緊急輸送の確保に関する車両 ケ 災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する車両 ※「事前届出」 災害対策基本法第 50 条第 1 項に基づく災害応急対策を所管する部署の長が、大阪府公安委員会（当該部署の所在地の管轄警察署長）に対して「緊急通行車両事前届出書」と当該車両の自動車検査証を提出し、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。	7－１ 防災活動拠点の整備 災害直後からより迅速、的確な災害応急対策活動を実施するために、防災活動拠点が必要な機能を保持できるよう、特にライフラインの途絶といった事態に対処可能とすべく自立可能な施設整備を推進する。 また、耐震性の向上等により防災機能の充実を図るとともに、拠点施設周辺街区の不燃化・耐震化等を進め、防災上安全な街区の形成に努めていく。 （１）施設の防災機能の充実 各施設管理者（津波避難ビル及び水害時避難ビルの施設管理者を除く。）は、ライフライン途絶に備えてのバックアップの充実・強化を図る。具体的には、多様な通信手段や非常用電源（バッテリー、発電機、燃料等）の確保・浸水対策、雑用水や防火用水の確保を図り、その際には協定の活用も図る。また、災害応急対策活動に従事する職員等のための飲料水・食料や生活物資等の備蓄などに努めていく。 （２）施設の耐震性の向上 防災活動拠点施設については、各施設管理者が、特定天井脱落対策等、防災機能の強化に努める。 また、新設建替にあたっては、施設の用途や防災上の重要性に応じた耐震性能の確保を推進する。 （３）防災上安全な街区の形成 区役所、消防署等を中心に、地域防災活動拠点が比較的集中立地し、相互の連携が強化しうるエリアについて、各施設管理者は、建築物の不燃化やライフラインの耐震化等を進め、災害時における最低限の都市機能が維持できる防災上安全な街区の形成に努めていく。 7－２ 緊急交通路・緊急輸送基地の整備 災害時に災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、事前に緊急交通路及び輸送基地を指定し、その整備を推進するとともに、それらを構成する土木施設等の耐震性等を強化し、防災性の向上を図る。 （１）耐震性の強化 道路管理者（港湾管理者）は、「公共土木施設の耐震化及び応急対策」に基づき橋梁等の耐震化を推進するとともに、港湾管理者は、大阪港港湾計画に基づき、緊急物資輸送に資する耐震強化岸壁の整備や国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備を推進する。 また、港湾管理者は緊急輸送等災害時に必要な航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について検討を行う。 （２）輸送体制の整備 基本法第50条第１項に基づく災害応急対策を所管する部署の長は、災害時に災害対策基本法第76条第１項に基づく緊急通行車両として次の用途に使用する計画のある車両（大阪市が保有する車両及び契約により常時専用使用する車両並びに災害時に関係機関・団体等から調達する車両）については、大阪府公安委員会に対し事前届出※を行う。 ア 警報の発令及び伝達、避難情報発令に関する車両 イ 消防（道路交通法に定める緊急自動車を除く）、水防、その他の応急措置に関する車両 ウ 被災者の救難、救助、その他の保護に関する車両 エ 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両 オ 施設及び設備の応急復旧に関する車両 カ 清掃、防疫、その他保健衛生に関する車両 キ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する車両 ク 緊急輸送の確保に関する車両 ケ 災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する車両 ※「事前届出」 災害対策基本法第 50 条第 1 項に基づく災害応急対策を所管する部署の長が、大阪府公安委員会（当該部署の所在地の管轄警察署長）に対して「緊急通行車両事前届出書」と当該車両の自動車検査証を提出し、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

■令和４年　大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編　第１部　予防対策計画　）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
災害時には、大阪府公安委員会（当該部署の所在地の管轄警察署長）、又は府知事に対して事前届出済証を添付して確認申請し、緊急通行車両確認証明書及び同標章の交付を受ける。 また、災害直後は、陸上交通には混乱が生じる恐れがあること等を勘案し、大阪湾及び市内を縦横に貫流している大小多数の河川を利用した水上アクセスを活用するなど緊急輸送体制の多重化を図っておく。 （３）河川管理者との連携 危機管理室は、河川管理者（国土交通省、大阪府、大阪市）が整備を進めている緊急用船着場、緊急河川敷道路、防災船着場の整備状況を把握し、大阪府と連携して災害時の緊急輸送等に有効活用できるよう備えておく。 また、河川管理者は、船舶による緊急輸送に備え、平時から河川の浚渫を行うものとする。 ７－３　防災活動拠点のネットワーク構築 災害応急対策活動を迅速、的確に実施するには、状況を把握しそれをもとに指揮命令を下す中枢防災活動拠点から、直接市民等にきめ細かい救援を提供するコミュニティ防災活動拠点まで、相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、情報と物流のネットワークを構築することが重要であるため、その整備を推進する。 （１）物流のネットワーク 道路管理者（港湾管理者）は、緊急交通路の整備により物流のネットワーク化の推進を図る。 （２）情報通信のネットワーク 防災活動拠点となる各施設管理者は、各種施設が震災時においても相互に情報連絡を迅速、的確に実施しうるように施設や設備の充実・強化を図る。 ７－４　災害時用ヘリポートの整備 災害直後の情報収集や救助・救護活動等において、陸上交通の混乱等による活動の遅滞に対処しうよう、各区に最低１ヶ所の災害時に活用できるヘリポート（災害時用ヘリポート）を整備する。 また、災害時用ヘリポートに指定された各施設の管理者は、指定した災害時用ヘリポートの空間の保全に努める。 第３章　避難・安全確保 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の被害の軽減を図るため、危険区域にある市民等及び事業者に対して迅速に安全な場所に避難させるための措置を整えておく。 第８節　避難対策 本市は、平常時において、避難誘導の基礎となる指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域等、その他避難に資する情報の提供に努める。 また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるために、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮しつつ、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を市民等に対し周知徹底するための措置を講じる。 防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、どの指定緊急避難場所へ、どの経路で立退き避難するか等、避難指示等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えてもらうなど、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会など地域住民組織や、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。 また、警察官、自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。	災害時には、大阪府公安委員会（当該部署の所在地の管轄警察署長）、又は府知事に対して事前届出済証を添付して確認申請し、緊急通行車両確認証明書及び同標章の交付を受ける。 また、災害直後は、陸上交通には混乱が生じる恐れがあること等を勘案し、大阪湾及び市内を縦横に貫流している大小多数の河川を利用した水上アクセスを活用するなど緊急輸送体制の多重化を図っておく。 （３）河川管理者との連携 危機管理室は、河川管理者（国土交通省、大阪府、大阪市）が整備を進めている緊急用船着場、緊急河川敷道路、防災船着場の整備状況を把握し、大阪府と連携して災害時の緊急輸送等に有効活用できるよう備えておく。 また、河川管理者は、船舶による緊急輸送に備え、平時から河川の浚渫を行うものとする。 ７－３　防災活動拠点のネットワーク構築 災害応急対策活動を迅速、的確に実施するには、状況を把握しそれをもとに指揮命令を下す中枢防災活動拠点から、直接市民等にきめ細かい救援を提供するコミュニティ防災活動拠点まで、相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、情報と物流のネットワークを構築することが重要であるため、その整備を推進する。 （１）物流のネットワーク 道路管理者（港湾管理者）は、緊急交通路の整備により物流のネットワーク化の推進を図る。 （２）情報通信のネットワーク 防災活動拠点となる各施設管理者は、各種施設が震災時においても相互に情報連絡を迅速、的確に実施しうるように施設や設備の充実・強化を図る。 ７－４　災害時用ヘリポートの整備 災害直後の情報収集や救助・救護活動等において、陸上交通の混乱等による活動の遅滞に対処しうよう、各区に最低１ヶ所の災害時に活用できるヘリポート（災害時用ヘリポート）を整備する。 また、災害時用ヘリポートに指定された各施設の管理者は、指定した災害時用ヘリポートの空間の保全に努める。 第３章　避難・安全確保 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の被害の軽減を図るため、危険区域にある市民等及び事業者に対して迅速に安全な場所に避難させるための措置を整えておく。 第８節　避難対策 本市は、平常時において、避難誘導の基礎となる指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域等、その他避難に資する情報の提供に努める。 また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるために、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮しつつ、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を市民等に対し周知徹底するための措置を講じる。 防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、どの指定緊急避難場所へ、どの経路で立退き避難するか等、避難指示等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えてもらうなど、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会など地域住民組織や、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。 また、警察官、自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
なお、本市は市民・施設管理者等に対して、公的な避難場所に限らず、家族や親戚、知人宅又は近隣のより安全な建物等への緊急的な退避や、自宅・屋内でもより安全な場所へ移動する屋内安全確保をとることも避難行動であり、日ごろから相談しておくよう周知する。	なお、本市は市民・施設管理者等に対して、公的な避難場所に限らず、家族や親戚、知人宅又は近隣のより安全な建物等への緊急的な退避や、自宅・屋内でもより安全な場所へ移動する屋内安全確保をとることも避難行動であり、日ごろから相談しておくよう周知する。
8－1 津波からの避難対策	8－1 津波からの避難対策
津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。	津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。
（1）津波避難計画等の策定 本市は、津波浸水が予想される地域において、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた津波避難計画等を作成する。	（1）津波避難計画等の策定 本市は、津波浸水が予想される地域において、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた津波避難計画等を作成する。
（2）学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波警報等の情報に基づいて施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。 学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。	（2）学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波警報等の情報に基づいて施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。 学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。
（3）事業所等における避難誘導 事業者は、警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育を行うとともに、本市が指定する避難場所のほか、従業員等が避難することができる場所の確保を図るとともに、避難者の受入れに努める。	（3）事業所等における避難誘導 事業者は、警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育を行うとともに、本市が指定する避難場所のほか、従業員等が避難することができる場所の確保を図るとともに、避難者の受入れに努める。
（4）地下街、地下施設における避難誘導 地下街、地下施設管理者は、自らが管理する地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設への津波による浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図るために必要な避難訓練その他の措置に関する計画を作成し、その計画に基づき対策を講ずるよう努める。	（4）地下街、地下施設における避難誘導 地下街、地下施設管理者は、自らが管理する地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設への津波による浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図るために必要な避難訓練その他の措置に関する計画を作成し、その計画に基づき対策を講ずるよう努める。
8－2 地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難対策	8－2 地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難対策
地震に伴う堤防沈下等による浸水から市民等の生命又は身体に対する危険を回避するため、該当地域における避難計画を定める。	地震に伴う堤防沈下等による浸水から市民等の生命又は身体に対する危険を回避するため、該当地域における避難計画を定める。
（1）対象地域 地震に伴う堤防沈下等による浸水が発生する恐れのある地域（以下、即時浸水地域）については、第 1 部第 3 節 3－2（2）津波ウの「図 津波が到達するまでに、防潮堤の沈下等により浸水する区域」のとおりである。	（1）対象地域 地震に伴う堤防沈下等による浸水が発生する恐れのある地域（以下、即時浸水地域）については、第 1 部第 3 節 3－2（2）津波ウの「図 津波が到達するまでに、防潮堤の沈下等により浸水する区域」のとおりである。
（2）避難計画の策定と周知 ア 避難計画策定の基本方針 避難計画の策定にあたっては、即時避難を原則として^{（注）}、以下の基本方針を踏まえて策定する。 （注）地震に伴う堤防沈下等による浸水は、地震発生後に時間的猶予なく発生することから、市長からの避難情報の発令によることなく、即時浸水地域内の市民等は、地震発生後速やかに避難を開始する。 （ア）地震発生後、速やかに自宅又はその付近の即時避難可能な建物の、浸水しない階に即時避難を行う。 （イ）地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震においても発生の可能性あることから、地震の種別にかかわらず即時避難を行う。 （ウ）一定時間、浸水状況の確認を行い、津波の情報などを基に必要な場合は、津波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難する。 （エ）即時浸水地域内の市民及び事業者は相互に協力し、即時避難可能な建物の確保を行う。 イ 避難計画の策定 （ア）即時浸水地域を含む地域の自主防災組織は、即時浸水の水位、浸水到達時間等の情報を基に、避難計画を作成する。 （イ）各即時浸水地域の避難計画は、各地域で作成する「地区防災計画」に規定する。 ウ 即時浸水地域の市民等への周知	（2）避難計画の策定と周知 ア 避難計画策定の基本方針 避難計画の策定にあたっては、即時避難を原則として^{（注）}、以下の基本方針を踏まえて策定する。 （注）地震に伴う堤防沈下等による浸水は、地震発生後に時間的猶予なく発生することから、市長からの避難情報の発令によることなく、即時浸水地域内の市民等は、地震発生後速やかに避難を開始する。 （ア）地震発生後、速やかに自宅又はその付近の即時避難可能な建物の、浸水しない階に即時避難を行う。 （イ）地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震においても発生の可能性あることから、地震の種別にかかわらず即時避難を行う。 （ウ）一定時間、浸水状況の確認を行い、津波の情報などを基に必要な場合は、津波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難する。 （エ）即時浸水地域内の市民及び事業者は相互に協力し、即時避難可能な建物の確保を行う。 イ 避難計画の策定 （ア）即時浸水地域を含む地域の自主防災組織は、即時浸水の水位、浸水到達時間等の情報を基に、避難計画を作成する。 （イ）各即時浸水地域の避難計画は、各地域で作成する「地区防災計画」に規定する。 ウ 即時浸水地域の市民等への周知

■令和 4 年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第 1 部 予防対策計画 ）

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
（ア）即時浸水区域を含む区は、広報資料等を作成し、地震に伴う堤防沈下等による浸水の危険性や避難計画等の周知を行う。 （イ）即時浸水地域を含む地域の自主防災組織は、津波避難訓練等を実施し、即時避難の方法等の周知に努める。 エ 津波情報の伝達 即時避難後の行動には、津波情報などが不可欠であることから、即時浸水区域を含む区は、津波からの避難の情報の伝達方法に加え、即時浸水地域への情報伝達を充実するための方法について検討を行う。 8－3 洪水や高潮等に対する浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 （1）危機管理室は、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について地域防災計画に定めるとともに、市民等に周知するため、水害ハザードマップに記載する。 ア 洪水予報、避難情報の伝達方法 イ 避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ウ 浸水想定区域内の地下街等防災上の配慮を要する者が利用する施設、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するもので、所有者又は管理者から申出があった施設）^{（注）}について、これらの施設の名称及び所在地 （注）なお、大規模工場等については、現在、本市において、当該施設に係る条例が制定されておらず今後、条例が制定された後、当該施設の所在地が浸水想定区域に位置する場合に検討するものとする。 （2）上記（1）により本市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。 ア 浸水すると予測される地域及びその周辺に事業所を設置している事業者は、警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育を行うとともに、本市が指定する避難場所のほか、従業員等が避難することができる場所の確保を図るとともに、避難者の受入れに努める。 イ 地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、利用者の水害時（河川氾濫・高潮）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、その計画に基づき自衛水防組織を設置し、構成員等について市長に報告し、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。 （ア）防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項 （イ）浸水の防止のための活動に関する事項 （ウ）避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項 （エ）防災教育・訓練に関する事項 （オ）自衛水防組織の業務に関する事項 なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。 ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の水害時（河川氾濫・高潮・内水氾濫）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について定めた場合は、これを市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、訓練を実施した場合は、その結果を市長あてに報告する。 （ア）防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項 （イ）浸水の防止のための活動に関する事項 （ウ）避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項 （エ）防災教育・訓練に関する事項 （オ）自衛水防組織の業務に関する事項 なお、大規模工場等について、地域防災計画に定められた場合は、ウと同様の措置をとることとする。 エ 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画の作成及び訓練の実施について報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を必要に応じて行う。 8－4 寝屋川流域における内水浸水への備え	（ア）即時浸水区域を含む区は、広報資料等を作成し、地震に伴う堤防沈下等による浸水の危険性や避難計画等の周知を行う。 （イ）即時浸水地域を含む地域の自主防災組織は、津波避難訓練等を実施し、即時避難の方法等の周知に努める。 エ 津波情報の伝達 即時避難後の行動には、津波情報などが不可欠であることから、即時浸水区域を含む区は、津波からの避難の情報の伝達方法に加え、即時浸水地域への情報伝達を充実するための方法について検討を行う。 8－3 洪水や高潮等に対する浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 （1）危機管理室は、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について地域防災計画に定めるとともに、市民等に周知するため、水害ハザードマップに記載する。 ア 洪水予報、避難情報の伝達方法 イ 避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ウ 浸水想定区域内の地下街等防災上の配慮を要する者が利用する施設、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するもので、所有者又は管理者から申出があった施設）^{（注）}について、これらの施設の名称及び所在地 （注）なお、大規模工場等については、現在、本市において、当該施設に係る条例が制定されておらず今後、条例が制定された後、当該施設の所在地が浸水想定区域に位置する場合に検討するものとする。 （2）上記（1）により本市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。 ア 浸水すると予測される地域及びその周辺に事業所を設置している事業者は、警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育を行うとともに、本市が指定する避難場所のほか、従業員等が避難することができる場所の確保を図るとともに、避難者の受入れに努める。 イ 地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、利用者の水害時（河川氾濫・高潮）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、その計画に基づき自衛水防組織を設置し、構成員等について市長に報告し、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。 （ア）防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項 （イ）浸水の防止のための活動に関する事項 （ウ）避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項 （エ）防災教育・訓練に関する事項 （オ）自衛水防組織の業務に関する事項 なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。 ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の水害時（河川氾濫・高潮・内水氾濫）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について定めた場合は、これを市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、訓練を実施した場合は、その結果を市長あてに報告する。 （ア）防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項 （イ）浸水の防止のための活動に関する事項 （ウ）避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項 （エ）防災教育・訓練に関する事項 （オ）自衛水防組織の業務に関する事項 なお、大規模工場等について、地域防災計画に定められた場合は、ウと同様の措置をとることとする。 エ 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画の作成及び訓練の実施について報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を必要に応じて行う。 8－4 寝屋川流域における内水浸水への備え